

会 則

いばらき森林クラブ

制定：平成12年4月9日

改訂：令和2年5月1日

第1章 総則

第1条（名称、事務局） 本会(以下「会」という)は、いばらき森林クラブと称し、事務局を茨城県内に置く。

第2条（性格） 会は非営利の任意団体とし、自主自立、開かれた会を目指す。

2. 会員相互の友和、地域との融和そして環境との調和を図る。

第2章 目的と事業

第3条（目的） 会は、森林を愛する市民が集い、ボランティア精神に則り森林の整備とそれに関連する活動を行いながら、森林とのふれあいを深め、自らの人生を豊かにすると共に、良好な森林の回復と自然環境の改善に貢献することを目的とする。

第4条（事業） 会は目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 森林の保全整備と緑化活動。
- (2) 森林の資源を活用する活動等の関連する活動。
- (3) 地域との交流・連携及び広報・啓発活動。
- (4) 子ども達が自然に親しめるような環境作りへの協力。
- (5) その他会の目的に相応しい事業。

第3章 会員

第5条（会員の資格） 会の目的に賛同し、自主的に活動に参加し、自らの行動に責任を持つ者は会員となることができる。

第6条（会員の種類） 会員は、正会員と家族会員及び団体会員の3種類とする。

2. 正会員の家族は家族会員になることができる。

第7条（入・退会及び休会） 会員資格のある者が入会申込書が受理され入会金を支払うことにより会員となる。

2. 会員は退会又は休会・復会の意志を代表又は運営委員に伝えることにより、退会又は休会・復会することが出来る。

3. 年会費納入督促状の納入期限までに年会費を納入しない会員は、当該年度は休会扱いとし、当該年度末日を持って退会したものと見做す。

第8条（禁止事項） 会員は公序良俗に反する行為をしてはならない。又、会員は特定の政治団体又は宗教団体の活動を会に持ち込んで서는ならない。

第9条（除名） 会員が会の秩序を乱し、又は第8条に違反し、或いは会または会員に著しい損害をあたえる等会員に相応しくないと認められる場合は、総会の決議によりその会員を除名することができる。

第10条（負担） 会員が活動に参加するための交通費・飲食費及び活動によって生じた障害の損害は原則として当該会員が負担する。

2. 活動に関連して発生した障害については、当会加入のNPO総合保険に見舞金としての保険金を請求できる。

第4章 運営機関

第11条（運営委員） 会員総会で運営委員を選出し、更に運営委員から次の担当を選出し相互に連携協力して会の運営に当たらせる。

代表	1名	会務を統括し、会を代表する
副代表	若干名	代表を補佐し、代表不在時は代表業務を代行する
事務局担当	若干名	会員事務、庶務、渉外、助成金申請、及び他の担当の業務に属さない業務を担当する
会計担当	若干名	一般会計・特別会計の収支を司り、残高を管理する 備品台帳を作成する
事業担当	若干名	事業の企画・運営・安全管理等一切を担当し、備品の保管・管理をする。
安全担当	若干名	安全に関する情報収集と周知、救護用品の補充を行う。
教育担当	若干名	会員の知識・技能の向上に必要な事項及び外部へ派遣する講師の手配、講師の養成を行う。
監査担当	2名以上	一般会計・特別会計を監査する
会報担当	若干名	会報の記事取材・編集・印刷・発送を担当する
広報担当	若干名	クラブ内の連絡網の構築とホームページの運用管理を担当する

2. 運営委員の任期は1年間とし、再任を妨げない

3. 運営委員の任期中に補充する運営委員は、代表が選出する

4. 運営委員会は、第1項に規定する担当に加えて、会の目的を遂行する上で必要となる担当を決めて会の運営を行うことができる。

第12条（運営委員会） 運営委員全員で運営委員会を構成し、事業運営を円滑に行なえるよう協議すると共に、事業報告、収支報告、監査報告及び事業計画、収支予算その他事業運営に必要な事項を会員総会に提案しなければならない。

第5章 意志決定機関

第13条（会員総会） 会は、意志決定機関として会員総会を設け、事業報告、会計報告、監査報告を承認し、備品台帳の報告を受ける。事業計画、収支予算、運営委員の選出その他事業運営に必要な事項を決定する。

第14条（会員総会の招集） 運営委員会は、毎事業年度の始めに定時会員総会を招集しなければならない。又、必要に応じて臨時に会員総会を招集することができる。

第6章 会計

第15条（入会金・会費） 会員は、事業運営に必要な経費を賄う為、入会に際して入会金を納入し、年度毎に会費を納入しなければならない。

2. 家族会員は、会費の納入を要しない。
3. 入会金は1,000円、会費は年2,000円とする。
4. 新入会員の年会費は、入会時期を考慮して減額することができる。なお、途中退会した会員の納入された会費は返却しないものとする。

第16条（収入） 事業運営に必要な経費は、入会金、会費、助成金、寄付金、事業収入等で賄う。

第17条（債務行為の制限） 会が債務行為を行う場合は会員総会の承認を要する。

第7章 事業年度その他

第18条（事業年度） 会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第19条（諸規定） 会は、会則とは別に会員総会の決定により事業運営に必要な規定を設けることができる。規定の改廃は会員総会の決定による。

2. 運営委員会は、規定の実施に必要な実施要領の制定、変更、廃止を行うことが出来る。実施要領は、総会又は会報で公告する。

第20条（会則の改廃） 会則の改廃は会員総会の決定による。